交通事故被害者の会

発 行 北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目 ノースキャピタルビル4階

第30号 2009年8月10日 (年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

博 之 へ の 想 い ・ ・ ・ 旭川市 山下芳正・歌代子



ある日突然、加害者の身勝手な危険運転により、19年という短い年月で最愛なる息子が私達の前から姿を消してしまいました。これからもっと多くの思い出を私達と残していくはずでした。

昭和59年1月14日、博之は、私達夫婦の子供として生を受けました。その 力強い産声は、生命力に溢れ、私達に生まれてくることのすばらしさを必死で 訴えているようで、握り締めた小さな手の中には、夢や希望、愛情や喜びで溢 れていました。そして、多くの人から愛情や真心を受け、大きく成長した博之 は、その手を大きく開き、何倍もの優しさで御恩返しをしようとしていたと思 います。

私は父親として、将来山下家を背負って立つ博之のことを思う余り、子供達、取り分け長男の博之には、誉めるより「これに気を抜かず、次も頑張れ」と、

むしろ厳しく育ててきました。通学のための一人暮らしも、博之のこれからを考え、親元から離れ一人での生活を経験させたく私から進めました。こんなことになるのなら、もっと誉めてやればよかった、自宅から通学させれば良かったと、今では後悔し、親としてできる限りのことをしてやりたい一心でしてきたことですが、博之には本当に申し訳ないという気持で一杯なのです。

また、親ばかかもしれませんが「博之って本当に良い奴だよな」とよく妻と話していましたが、照れくさくて直接は言っていませんでした。博之もそうだったのか、事故後、母から「家族の為一生懸命に仕事をしているお父さんを尊敬する。お父さんみたいになりたいと話していた」と聞き、涙が込み上げてきて止りませんでした。

博之が大人になり、お互い照れくさくて言えなかったそんな話しも、いつか一緒に話せる日が来ただろうと思うと、残念でなりません。もっと博之と話したかった、色々相談したかった、お嫁さんも見たかっ

た、孫もこの手で抱きたかった・・・。普通に生きていて、年を取れば当たり前の事が、今の私達にはもう叶わない夢になってしまいました。もうあの優しかった博之の顔を見る事も、声を聞く事も、抱きしめる事も出来なくなりました。私達は、元どおりの家族には戻れないのです。

19年は、余りにも短すぎます。私ですら、今死んでしまったら、やり残した事がいっぱいあります。悔いが残って仕方がありません。それを思うと、博之の悔しさがいかほどであったか、親の私ですら到底計り知れません。 深川市音江 こんな事になってしまい残念でなりません。

・深川市音江の現場。平成15年4月23 日、時速100キロを超える危険運転 の車に同乗。助手席で犠牲になった。

~ 天国の博之へ~

今号の主な内容 特集 発足10年、節目の2009年定期総会・交流会の記録 総会の概要と挨拶 ~ 交流会の記録~犠牲を無にしない私たちのとりくみ~

会の要望事項 願いの実現めざして・・・要望書提出、公訴時効についての会の意見書「交通死傷ゼロへの提言~世界道路交通犠牲者の日・北海道フォーラム」の案内、書籍紹介

発足から10年、節目の'09総会・交流会

発足以来10回目の節目となる 2009 年定期総会は5月16日13 時半より、かでる2・7 を会場に24名の出席で行われました。(総会時の会員数113人)

司会は世話人の内山さん。犠牲者へ黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会



よりご挨拶を受けました。総会議事は、今年も伊藤さん(世話人)にお願いして予定通り進行。 総会での挨拶と討議、そして交流会での発言も含め、この10年の会の活動を振り返り、その意義が語られ、次へのステップへとなる貴重な討議が行われました。

代表挨拶

社会正義実現へ、被害者の視点を 前田 敏章

本定期総会は1回目が'0 0年5月です。丁度10回目 となる節目の年ですので、 今一度発足当時の想いな ど振り返ってみたいと思 います。

設立総会は'99年9月17日。会場は道警本部視聴 覚室。当初の会員は37人、 出席は15人でした。



設立の呼びかけは道警本部からでした。道警 交通部が'99年の春に募集した体験手記(「癒されぬ輪禍~交通事故被害者の声~」がきっかけです。手記を寄せたうちの何人かに、設立発起人の依頼がありました。11人の発起人が初めて顔を会わせたのが8月18日でした。

当時奔走いただいた道警交通部はじめ関係者のご尽力に改めて敬意を表するものです。発足後は道の安全協会より事務局長と事務所、そして運営費という物心両面のご支援頂いています。この場をお借りしましてお厚くお礼を申し述べます。

「設立に当たって」という当時の文書を資料に綴じましたが、発起人会での話し合いの中で「傷をなめ合うだけの会なら意味がない」という発言もあり、相互の支援と交流の他に、犠牲を無にしない「被害ゼロ」をめざす活動に力を入れてきました。被害の実相を道民に伝える体験講話は、9年間で380回を超えました。'00年に道の交通安全対策室が「心に響け被害者の声、100万人講習」を開始したことも重要でした。

学校での交通安全教室も多く、7万人以上となった受講者の約半数は高校生や大学生です。

'03年からは「いのちのパネル展」を始めました。札幌中心に延べ100箇所を数え、最近は展示日数が年間90日を超えています。

被害ゼロと被害者の権利擁護をめざす要望事項は、ほぼ1年間の論議を経て'02年11月に初めて作られました。以降毎年検討を加えながら、国や道など関係機関に提出しその実現を目指しています。要望事項の中で、被害者の「権利」という言葉を使えるようになったのは、'04年の犯罪被害者等基本法制定以降でした。'07年の犯罪被害者等基本法制定以降でした。'07年の犯罪被害者の声が社会を変える」とさい出した。象徴的なの声が、が出しにも「被害者の声が社会を変える」と書いるようになりました。象徴的なのするようになりました。象徴的なのするようになりました。象徴的なのするようになりました。象徴的なのするようになりました。象徴的なのするようになりました。の後、皆さんからの発言で深めて下さい。

来賓挨拶 来賓挨拶

北海道警本部交通部 管理官

後藤 啓二 氏

被害者の会の皆様方には、体験に基づいた交通安全講話や、公開フォーラムの開催、さらには「いのちのパネル展」を通じ、交通事故の悲惨さを

広く社会に訴え、道民の交通安全意識の高揚と交通事故防止をはかるため、特段のご尽力を頂いている事に対し、心から敬意を表します。

昨年の道内における交通死者数は一昨年の286 人より58人少ない228人となり、3年連続して300 人を下回り、ピークであった昭和46年の死者数88 9人の約4分の1にまで減少しました。しかしなが ら、年間200人を超える尊い命が失われているほ か、2万5千人を超える方々が負傷しており、この 中には重度の後遺障害を負い経済的負担を強いら



(財)北海道交通安全協会 専務理事

賀川 哲二氏

皆様方が、交通事故絶滅のために様々な活動に取り組んでおられることに、心からの敬意を表します。

会発足から10年という事ですが、全国的にもその活動や功績が知られ、高い評

価を受けているという話を伺い、幾らかのご支援を申し上げてる北海道交通安全協会と致しまして も大変嬉しく思っているところです。

本日は、皆様方の会の活動、発展に熱い思いを 持ち続けている方についてご紹介し、私のご挨拶 にかえたいと思います。

昨年の夏、「被害者の会は、その後どうなっているのだろうか」と私どもの協会を訪ねてこられた方がおりました。その方は、皆様方の会発足当時、警察本部長で、会の発足に力を注がれた島田尚武さんという方でした。

樋口事務局長から皆様方の活動状況についてご 説明を申し上げましたところ、会が立派に活動さ れていることを知り、大変喜んで帰られました。

その後、今年2月末に島田さんから電話があり、 会報などの資料を持ち帰って読んだ感想について 話をされておりました。中でも、刑事裁判での被 害者参加制度の導入についても北海道の被害者の 会が全国的な連携のもとに大きな力を発揮、活動 れている方々もおられるという現実があります。

道警では悪質巧妙化する交通事件への対策として、本年4月交通指導課から捜査部門を独立させ交通捜査課を新たに立ち上げました。また、6月1日からは75歳以上の免許更新者に対する講習予備検査の導入や、飲酒運転などの行政処分が強化され、免許の欠格期間についても最長が5年から10年に延長される改正道路交通法が施行されます。

交通死亡事故の抑止には、道民一人一人が悲惨な交通事故を1件でも多く減らそうという意識と、 実践行動が必要不可欠ですので、皆様をはじめ道、 交通安全協会など関係機関とより一層の連携をは かり、死亡事故のさらなる減少と限りなくゼロに 近づけるべく交通安全の輪を全道隅々にまで広げ るように取り組んでいきたいと考えています。

交通事故防止の輪がさらに全道に広がっていく ことをご期待申し上げるとともに、皆様のご健勝 と貴会のご発展をご祈念申し上げます。

されていることに大変感心しておられました。

そして、後日30数ページもにも及ぶ膨大な資料を送って戴きました。その資料は、島田さんが東京のある大学の「交通問題について」の講義を引き受けることになり、その講義資料との事でした。

その内容の一部をご紹介しますと、当時の警察本部長が被害者の会を発足させようと考えて、空通事故の捜査、処理に当たって、交通事故の捜査、処理に当たって、交通事故の捜査、処理に当なる思いに被害者に対する思いに被害者に対する思いに被害者の立場に立っる場所を知り、被害者の立場に立ったを知り、を書えた。と被害者の手記「癒さればならないととを考えた。と過去を配布、に当ませ「学生の一人が加まるということはの手記の重みをかみしめて、うことはの言さないようにというとは勿論、ないというにということは初論、ないようにないるものもでありました。

このように講義内容は、皆様方の活動や願いを 学生諸君に伝え、更に広げたいという熱い思いが 込められているものでした。

発足10年目の節目の年ですが、それは同時に新たな節目の出発点でもあると思います。当協会も財政事情が非常に厳しい状況にありますが、可能な限りご支援を申し上げたいと思っておりますので、引続き被害者相互の支援活動と交通事故絶滅のためご尽力頂きますようお願い申し上げます。

北海道交通事故被害者の会

会員交流会での発言

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の全体交流会は、今年も「犠牲を無にしない私たちのとりくみ」をテーマに行いましたが、今回は特に「発足 10年目を迎えて」という副題で、体験や近況報告がありました。

冒頭、小学校1年の時に車にはねられ、寝たきりの遷延性 意識障害となって6年、感動の卒業式を迎えた稚内市の米内 隆輔君の映像('09年4月2日、HBCTV放映、会報29号p12参 照)を視聴し、隆輔君が懸命に訴えているであろう「被害ゼ 口」への思いを参加者全員で確認しました。【なお発言の末尾 の数字は関連記事が掲載されている会報の号数です】



息子の声なき願いに応えたい

稚内市 米内 隆俊



今、HBCの録画で息子 の様子を観ていただきまし たが、報道していただいた ことに感謝しています。

息子はきっと交通事件のない社会をと願い、それを伝えるために、必死に生きていると思います。私たちは、それに応えなければと強く思います。

卒業式に出席した隆輔君

【20、21、25、29の各号】

追突事故の被害に遭って

南幌町 金本 利春

私の事故というのは追突事故です。平成14年10月30日、12号線の新札幌を過ぎて野幌方面に向かった時、ライトバンが左に曲がろうとして、歩行者がいたので停止していました。私も右へは出られずブレーキをかけたのですが、その瞬間に追突され、背筋の中間〈らいから何かが頭の方に上がるようなものがあって気を失いました。隣に家内が乗っていたので、3~4回私の名前を呼んで起こしたそうです。気が付いて車から降りた時には厚別警察の署員が来ており、現場検証されました。

その後、少し期間があり、私の車が動いていたから、過失1割ということにされたのです。保険会社には「うちはどうにもならない。リサーチの会社にお願いしてある」と取り合ってもらえませんでした。その時言われたのが、「70歳すんだらもう加齢です。歳で、誰でもそうなる」、そして二言目に「いつまでも病院に通われても困るよ」でした。

こうした中で被害者の会に入会させて頂いて、青野先生と出会う事が出来、それから全てのものが解決していきました。

色んな病院に行きましたが、経過資料は全て残してあり、青野先生に送ってお世話を頂き、ようやく昨年の10月25日、裁判は過失ゼロで解決しました。

からだはだいぶ良くなりましたが、やはり寒いときなど左足がだめなのです。首も痛くなるし、病院に通い、少しでも良くなるように努めております。

私は、被害者の会に入会し、特に世話人の方々には数々の説明とご指導を頂き、心より感謝を申し上げる次第です。これからも出来る限り参加、ご協力しまして、皆さん方のお手伝いをしていきたいと思っています。本当にありがとうございました。

事件から5年半、民事裁判を 終えて 南幌町 白倉博幸・裕美子

3月5日に民事裁判の判決がありました。この5年半の間、多くの方々に裁判傍聴等ご支援を頂きました。この会が無ければここまで来られなかったと思っています。この場を借りましてお礼を申し上げます。

判決は5%の過失が残るという結果で、美紗に過失がないというものを達成できず、期限ギリギリまで控訴を検討したのですが、やはり民事裁判というものは賠償額に不服という控訴理由がなければならないという事で断念せざるを得ず、確定となりました。

この民事裁判の最初に考えて決めた事は、仮に美 紗が悪いという結果になったとしても、その全てを知 りたいということでした。調べを積み重ねていく中で、 美紗は悪くないという確信を得る物証等が出てきて、 それからは、飛び出しとされた美紗の名誉回復のた めにやってきました。(中略 会報29号p2~4参照)

しかし、一番知りたかった衝突の態様に関して、 裁判所がきちんとした判断を示してくれなかったこと は非常に残念です。

美紗は左側頭骨~左の耳の後ろにある人間の骨の中で一番硬い骨~の縦骨折を起こしていて、北大脳外科の先生に「ここまでひどい骨折は見たことが無い。トラックに輪禍されたのですか」と訊かれる程のひどい損傷を左側に負っていました。

発足10年目を迎えて

会員交流会での発言

自分たちは、なぜ警察が右から撥ねられて右を下に倒れていたと主張したのか疑問であり、そのことを 民事裁判で明らかにしたいと思いました。親にとって は一番辛いところではあったのですが、刑事調書を 一枚一枚、小さな傷から何から全てを見て、カルテ や、CT、レントゲンも取り寄せて、子どもの亡くなっ た姿を写真で直視するという作業を続けました。左 頭部に大きな損傷があった理由を明らかにする事に よって美紗は横断を終えていたことを明らかにしたかったのです・・・。

5年半色々とやってきて、刑事裁判の中ではとにかく色々な制度に翻弄され、司法関係者に裏切られたという気持が強く、不信感のみで過ごしてきました。

民事裁判において、全てではないにしる、自分たちが5年半にわたって集めてきた物証や主張は大筋認められたという事は評価し、前を向いて美紗に報告する事が出来ました。でもどこか中途半端でごめんねという感じもあり、美紗が成人を迎えたのですが、なかなか切り替えが出来ません。

今後は、今回の判決の、被害者に科した5%の過失理由は納得できませんから、こういう認定をする車優先社会を何かしらの形で変えていかなくてはいけないと思います。自分たちの出来る事は何なのか、交通犯罪と司法から受ける被害をどのようにくい止めていったら良いのかなど、少しずつ考え行動に移しているところです。 【15、19~22、25~29の各号】

こんな悲しい思いは、二度とさせ たくありません 東区 内山 孝子

当時は、時間はかかるけれども自分で何とか心を 強くしてやっていきたいというような気持ちでした。 たまたま道警が手記を募集しているという新聞記事 を見た時には、私たち被害者の心情をどこまでわか るのかという気持でしたが、2回目の募集の記事を 読み、道警の方でここまで真剣に考えているのであれば、ちょっと私の気持ちを書いてみようという事で 手記を投稿しました。その後何ヶ月か経ち、道警の 方から交通事故被害者の会というものを作りたい、 発起人になって欲しいと直接お電話を頂き、今、ここにいる前田さんや二宮さんたちと3回ほど道警の たこにいる前田さんや二宮さんたちと3回ほど道警で打ち合わせをして、この会が発足した訳です。その時 もやはり、警察の後押しで本当に何が出来るのだろうと私は半身に構え、いつ辞めても良いという考えでいました。今思うと非常に申し訳ない気持ちです。

10年になりますが、ここまでには会の世話人として非常に胸が詰まる思いが沢山ありました。でもやは

り、こういう悲しい思いは二度とさせたくないという 強い思いがあり現在に至っております。【13,25号】

冷たい娘の身体をさすり 南区 水野 美代子

一本の電話がこんなにも私達の人生を狂わせてしまうものなのだという事を、改めて感じます。私たちはその時、用事があって小樽の方に行っており、連絡がつかず、ずいぶん時間を経過してから病院に向かいました。病院に入り、なんで病室ではなくてこんな所なの?と思いました。娘の顔を見てびっくりしました。頭には包帯が巻かれていましたが、顔はきれいなままでした。ただ、身体がすごく冷たくて、必死になって子どもの身体をさすっておりました。

その後家に帰り、次の日も沢山の方達が家に出入りして下さっておりましたが、なぜか自分では、娘がいなくなってしまうというような事も全然頭に無く、色々な事が済んでも、何で帰ってこないのだろうという気持ちが強く、悶々としておりました。

その時、新聞で(今は世話人の)佐藤京子さんの記事 運転される方にチラシを配り、注意を呼びかけている を見て、私にも何かできる事はないかなと思い、佐藤さんにお会いしました。その後、佐藤さんからも「手記を募集しているから書いてみない」と言われ、投稿。道警から発起人会の連絡を受け、会に入れて頂きました。

もう10年という事ですが、初めは法律用語も全然わかりませんでした。娘の事についても、どうして亡くなったのか、事故が起こってから2時間以上も病院に着かなかったのは何でだろうとか、全然わからないまま時が過ぎてしまいました。今思うと本当に娘に申し訳ないという気持ちで一杯なのですが、皆さん方との出会いがあり、今日まで来る事ができました。

真実が究明されず、二次被害 豊平区 佐川 昭彦

いのちのパネルの冊子にありますが、私の長男の嫁のご両親が二人一緒に亡くなってしまうという事故でした。不思議な事に、丁度その1年後の9月17日がこの会の設立総会だったのです。私は1周忌を終えてすぐ会場に飛んで行ったのです。もう11年経過し、忘れたいと思いながらもまだ後遺症は残っています。2次3次被害、もっと言えば4次5次と連続して被害が起きるものだというのが現在の心境です。

一番の問題点は、真実を知りたいこと。なぜこんな大きな事故になったのか。運転手がきちんと話をしてくれれば問題なく真実がわかるのですが、命を

2009 年 8 月 10 日会員交流会での発言

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

奪った加害者側は「乗用車が飛び込んできた」と。 警察で嫁が訊かれたのも、運転手の言う通り「ご両 親は何か自殺でもするような原因は無かったですか」 であり、二次被害を受けてしまう。裁判は4年半続い たのでが、必要な情報も与えられず、更に追い打ち をかけるのが弁護士。今は被害者の立場を考えてく れる弁護士さんが出てきましたが、依頼した弁護士 は真実を解明しようとしないで和解を勧めました。

当時は五里霧中で周りが見えず、ようやく最近、こういう弁護士さんを頼んだらいいよとか、検察庁では情報開示があるよとか、だんだんわかってきましたが、10年前には本当に考えられませんでした。このことからも、この会の大切さを感じます。少しずつ前進しているのですが、一人では何も出来ない。真実を知りたいと言っても、交通事故では被害者が泣き寝入りというのがまだ実態だろうと思います。力を合わせて、更に被害者が救われる道を模索して行かなくてはいけないと思っています。 【7,10号】

命日に今も息子の同級生が

南区 二宮 章起

私の息子は卒業式の半年前の9月に亡くなりました。学校の方にも色々と交渉をしたのですが、卒業証書はもらえませんでした。

色んな事を今思い出すのですが、もう18年前です。 今のような情報というものがほとんどなく、相手側の 一方的なもので、真実がどれなのかはほとんどわかりませんでした。ただその中で一つ救いがあったのは、沢山の目撃者がいたという事です。スーパーの前の交差点で、丁度6時半頃だったものですから、買い物客がたくさん出入りしていました。息子が横断歩道を渡りかけたところへ軽自動車が信号無視をして撥ねたという状況でしたが、色んな人達からうちの息子は絶対に悪くないという証言を頂きました。

18年経ちますが、その時の同級生が息子の命日に家に来てくれます。もう30歳近くなり、結婚して子供もいるのでしょうが、毎年必ず来てくれること、これだけがものすごくありがたいと思います。本当に息子がみんなに愛されていたんだと思います。

【22号】



「いのちの パネル展」

7月21 ~ 24日 札幌学院大学

死因究明にCTの導入を 室蘭<u>市</u>高橋利子

娘が事件に遭い、今年の10月で8年になります。この間、色々と皆さんに助けて頂きました。私どもが重要視していた高速道路の小動物対策について、おかげさまで昨年4月、札幌高裁が勝訴判決をして下さいました。しかし上告され、最高裁からは未だに何の返答もありません。出来ることなら正しい判断をして欲しい。もし棄却する場合でも、道路公団の責任について一言あって欲しい、そう願っています。

要望書の2の3、死因究明についてですが、被害者の会の中で実際に司法解剖が行なわれたのは、たぶん私の娘一人ではないかと思いますので、私の経験から、なぜ死因究明に解剖が必要なのか述べたいと思います。

死因究明というのは交通事故だけでは無いのです。病院死以外の死亡に関しては全て、亡くなった方の権利を守る為に解剖が必要という事です。事件なのに自殺にされてしまった、交通事故を病死とされてしまった等、大変苦しんでいる方々がいらっしゃいますから、やはり解剖が必要という事はわかります。

だた、私の娘の場合には今も解剖は必要なかったと思っています。千葉大の岩瀬教授は、日本人はまだ解剖に対して抵抗感があるという事で、CTやMRI全身の検査を外側から見ていくという検査を最初に施し、それで遺族に納得して頂くというのはどうだろうかと3年ほど実践した結果、交通事故の7割はCTによって死因が究明されるということを公表しています。死因究明に、CTやMRIを大いに活用し、なお、おかしいと思うところは遺族に説明をした上で解剖をやって頂けるのなら納得出来ると思うのです。

私が解剖を危惧したことには理由があります。娘は看護師をしていまして、その中で解剖というのを結構見てきているのです。言いにくいのですが、解剖をするとほとんど内臓は残らないのです。娘はそういう事を知っていて、自分が死んでも絶対に解剖しないで欲しいという事を私に固く約束させていました。それなのに一方的に警察の押しつけで解剖されました。それも、薄暗い電灯の無い所で鍵をかけ、立ち会わせて欲しいと言う願いも受け付けられず。

そういう経過もあり、今も私は解剖したことに賛成していません。しかしながら時代の流れというものがあるのであれば、CTなどによる死因究明というものから、まずはやって頂きたいと思っています。

【9、10、11、14、20、21、24、25、27、の各号】

発足10年目を迎えて

会員交流会での発言

3年半、家族5人で走りました 白石区 原田 利彦

娘は、6車線の道路で、青信号で横断中、左折する暴走車にぶつけられて即死のような状態で亡くなりました。3年半経ちましたが、残された家族5人で、あらゆる場所を走り回ってきて、昨年秋に民事裁判も含め、全ての決着がつきました。

加害者は1年4ヶ月の実刑を受け、刑期を終えています。事故後何度か、謝罪したいと言ってきましたが、裁判でそれを利用されるのはかなわないし、加害者が現れるとそれこそ殴りかねないので、そういう場は設けませんでした。刑期が明け、民事裁判が全て終わって、そろそろ加害者側から何か連絡があっても良いのではと思っていたのですが、一切無かったため、こちらから連絡を取り、ようや〈加害者と家族に、亡〈なった娘の前で手を合わせてもらう事が出来ました。これから彼がどんな態度をとるかはわかりませんが、全てが終わったんだと知らぬ顔をされてはかなわないので、「生きている限り、我々に一生をかけて償うという言葉を実証しなさい」と、約束させました。

裁判を3年近く、手探り状況でやってきて、これで十分というような事はないですが、出来る範囲の事は、家族5人でやってきたという事が、それなりの満足で残っています。

加害者が刑期をせめて満期に収めるようにと埼玉の厚生保護委員会に要望し、家族揃って出かけて行って、私達の気持ちを聞いてもらいました。民事裁判では、なかなか認めてもらえない姉妹に対する慰謝料も認められました。

最近、時効制度についての話の中に「加害者の 人生もあるのだから」とか、「被害者の感情も年数 が経てば薄れていくだろうから」、こういう制度があ っても良いなどの議論がありますが、被害者の感情 が薄れるなどという事は、絶対にありません。私も ふっと胸に穴があくような時がある。娘のノートを見 たら思い出して悔しい。それは何年経っても、深ま りこそすれ、無くなるような事はない。

加害者の人生もあると言うが、こちらの奪われた 人生は取り返す事も出来ないのであって、時効は永 久に無いと言う〈らいのつもりで、先ほどの一生かけ て償うんだというのを見守って行きたい。

やっぱりまだまだ闘わなくてはいけないなと思っています。 【20、21、22、24 の各号】

逸失利益ゼロの改訂を

清田区 豊岡 淑子

子どもは17歳で亡くなりました。重度の障害を持っており、当日、ヘルパーに滝野公園に連れて行ってもらったのですが、その先で交通事故に遭い、即死状態で亡くなったのです。しかし、検察では飛び出しという事で起訴猶予。保険会社側は、障害があるから逸失利益は認められないという事で0円。自賠責だけで済まされています。

引率の責任について事業所は、「うちには過失はなかったと思っている」という事で、お母さんが飛び出すという事を伝えなかったから悪いとか、言い訳で罪を逃れようとしています。昨日の民事裁判で私の証人尋問があり、ようや〈9月25日には判決が下りそうなのですが、逸失利益が認められない事には障害児は裁判すら起こす事が出来ません。子どもの命の方が過失や注意義務違反より軽いということに納得できません。本当に基本的なところで闘っています。これからもがんばりたいと思います。【23、24】

後遺症を抱える人たちのお役に 清田区 荻野 京子

私も怪我をしてから12年経ちますが、身体は完全ではありません。金本さんも先ほど、整骨院に通っているって言っていましたが、完全に自分の身体には戻っておりません。先ほど道内で1年間に2万5千人の方が怪我をされていると聞きましたが、後遺症の残っている人が大勢苦しんでいると思います。その人達の少しでもお役に立てばと思って、これからもこの会を大事に、皆さんと一緒に活動できたらと思っています。

重い時間 深川市 伊藤 博明

息子が青森で亡くなって14年になりました。昨日、前田さんの高校に行って、久しぶりに息子の事を話してきました。私は今59歳ですから、来年の3月で定年になります。だんだん考える時間が多くなります。1日1分、必ず思い出します。それが365日ですから、

365分。それ がこの頃2分く らい思い出す ようになりまし て、そうする と1年で700分 近く考える。



千歳高校定時制で講話する伊藤さん

会員交流会での発言

この仲間の中では良いのですが、仕事仲間や町内会の皆さんと、違う時間を過ごさなくてはならないというのが、この頃とても重く感じます。でも今日皆さんの顔を見て、私だけでなく、みんなそういう思いをしているんだなと思いました。また地元に帰って頑張りたいと思います。

息子は高次脳機能障害に

清田区 津屋 幸恵

私の息子は4歳の時に10トントラックに撥ねられて、 意識不明で、遷延性意識障害の時もあったのです が、今は自宅に連れて帰る事が出来るまでに回復 はしました。今年、小学校入学でした。大変だろう とは予想されていたので、1年以上前からあちこち情 報を集め、快く迎えてくれる学校を選んだつもりだっ たのですが、現在はうまくいっていません。高次脳 機能障害と左半身の麻痺があるのですが、身体の 面はわかりやすいので色々と支援をしてもらえるので すが、高次脳機能障害はやはり良く理解されていま せん。感情のコントロールがうまくいかないので瞬 間的にカーッとなって友達をすぐ殴ってしまいます。 この1ヶ月、親御さんの家に謝りの電話を入れたり、 子どもと一緒に頭を下げたりという事が続いていま す。でも今日、この会に来て、まだ親として出来る 事はあるなというふうに思っているところです。

2年経って、加害者の方から謝りたいというような連絡が来て、よくわからず、会わなくてはいけないのだろうかと思い、前田さんとかに相談しましたら、無理して会う必要は無いですよとアドバイスされ、ほっとしたのですが、相手側は終わった事と思っているのかなと、何か非常に悔しかったです。被害はまだまだ続いている事なのに・・・。

やっぱり助けてくれるのは人との繋がりなのだという事を強く感じています。話を聞いてもらったり、その気持ちわかるよと言ってもらうだけですごく楽になれると思います。 【27号】

母を亡くして 夕張市 永野 準二

再来月で母を亡くして丸7年になります。やっと先週の母の日に少し赤い色の付いたカーネーションを飾れるようになってきてきました。この会に入った頃は自分の話を聞いてもらうだけでいっぱいだったのですが、最近、少しずつ人のお話を聞けるようにもなってきました。まだ良いアドバイスは出来ませんが、聞いてあげることなら出来るという事を感じました。

私は夕張ですので、地域医療の格差、都会と田舎の違いを感じるようになり、ドクターへりの普及も

犠牲を無にしない私たちのとりくみ

大切と思うようになりました。またこれからもこの会の みなさんと仲良〈活動させて頂きます。 【12号】

演技をしている自分

江別市 若林 緋沙子

いのちのパネルの中の私の写真は、明る〈写っていますが、これは演技をしていると思っています。 自分は家庭の中の太陽でな〈てはいけないと思って、極力明る〈対応しています。でも、ふっと疲れを 感じたりなんかしている時には、あーあの時も演技 をして相談に乗っていたなという事があります。

皆さんと同じように損保会社やお医者さん、そういう方々に裏切られた事があります。弁護士さんについても本当に当たりはずれがありました。専門的にやってくださっている弁護士さんは、詳しく、勉強もしております。それで私も助けられましたが、過失割合については、私には何にも過失が無いという事が後からある資料でわかりました。しかし、もう終わった事なので良しとして今は生活しています。

身体が身体なので、これで脳梗塞の軽いのでもきたら私はもう終わりだなとか、最近色々と不安が出てきています。でも、みんなには不安を与えたくないというのが持ち前の性格なので、そういう事を演じながらいくのではないかなと思っています。

このに入会し、色んな方々に助けて頂きました。 皆さんのお役に立っていない事を大変心苦しく思っ ております。今日は久しぶりに皆さんと顔を合わせて 良かったなと思います。 【13号】

これからの人生を前向きに 北区 太田 澄子

事故から10年経ちました。2年くらいは全然歩けない生活で、その後の調停とか、ずいぶん年月を使って苦しい思いをしてきました。たった一つの人生なのにと思いますが、その人生を取り戻す事はいくらがんばっても出来ないので、これからの人生をもう少し明る〈前向きに生きられたらと最近つ〈づ〈思うようになりました。

事件で足を悪くして、ふと、道路って何のためにあるのだろうかと思います。車はすごく増えてきて、車優先の道路環境になっているのではないかと。子どもたちにとっても本当に安全な環境で、それを第一に考える世の中であって欲しいと強く思います。

皆さんの力を借りて一歩一歩前向きに生きていけたらなと思います。いつも助けて頂いてありがとうございます。 【28号】

発足10年目を迎えて

会員交流会での発言

ショックを受けた警察官の言葉 旭川市 山下 芳正

平成15年4月、私の息子が学校の同級生の運転する車の助手席に乗りまして、これは危険運転であったわけですが、カーブで制御できず街路灯に激突して息子が亡くなったという事件でした。その年の5月に、会主催の講演会があることを知り、初めてこちらの総会にも参加させて頂き、皆様のこういう体験談を聞き、私も入会させて頂き現在に至っております。

裁判は、刑事、民事あわせて約4年かかりましたが、前田さんをはじめ会員の皆様には旭川まで支援に来て頂いて本当にお世話になりました。

昨年、北見方面本部で講話をさせて頂きました。 100名ほどの参加者の大半が道警の方でした。私は その中で、息子の交通事故の時の初動捜査のことに 触れました。当時の警察官から「一番大変な思いを しているのは加害者なんだ、人一人の命を奪ったの だから加害者が一番大変な思いをしている」という ような事を言われて、大きなショックを受けたことな ど、少し時間を費やして話してきました。

昨年は、「ゼロからの風」という映画を私達の町内で自主上映しました。72名ほどの方に来て頂きましたので、今年も出来ればどこか会場を借り、2回目を実施してみたいと思っております。【13,14,18各号】

会員からのお便り ***** 総会への出欠はがきから

10年の年月の間に新たに法も改正され日々皆様がご尽力されてきた結果だと感じています。更なる節目の年の総会に出席できなく申し訳ありませんが、交通事故が0(ゼロ)になることを祈っています。

(札幌市 KM)

活動に何も参加せず申し訳なく思っています。主人は昨年の3月に施設を退所して自宅で生活していますが、右目がほとんど見えなくなり、左目も視野がせまくなり、歩行も困難になってきています。主人の姿を見るたびにひき逃げ犯人のことを忘れることはできません。30年前のひき逃げの犯人が何のとがめも受けず生活している事を考えると、又、私達家族がどんな思いでこの30年すごして来た事か(子ども達にはつらい思いをさせてきました)いろいろ考えると今でも許せないという気持でいます。

(真狩村 KM)

去年、いのちのパネル展が旭川に来たので見に行きました。父と母に再会出来たような気持ちになって、涙が出てしまいました。このパネル展を、多くの人達が見て感じてほしいと思います。ありがとうございました。 (旭川市 NH)

何のお手伝いもできず申し訳ありません。今年は 仕事の都合で欠席させていただきます。皆様によろ しくお伝え下さい。 (上川町 SM)

会員と成って10年余りに成りました。何の協力も出来ず、心苦しく思ってます。でも以前、高速道路上でのトラックに追突され乗用車が燃上して子供達が焼死した事故の時には100名程の署名を集めて事故防止に役立った事が、会員に成って良かったと思った事でした。 (釧路市 SY)

生後6ヶ月の孫が(娘と共に)車にはねられ頭蓋 骨骨折という大変な事故から10年です。小学2年生 まで定期検診に通院し、事故の後遺症に不安の日々 でした。

ようやく5年生になりました。そして10年を一区

切りに、この会を退会させていただきます。本当にお世話になりました。これからも無事故運動と、私 共のような被害者の支えになって下さいませ。ありがとうございました。 (幕別町 IN)

毎回会報を送付していただきありがとうございます。仕事の都合で欠席させていただきます。申し訳ありません。 (札幌市 IT)

出席できずすみません。会の成功をお祈り申し上 げます。 (神奈川県 HM)

都合により欠席いたします。役員の皆様方にはいつもお世話になり感謝申し上げます。(遠軽町 NR) 御無沙汰しております。法要が有りまして、出席出来ません。皆様方、お体に気を付けて下さい。

(砂川市 FM)

なかなか出席出来ませんで申し訳ありません。直 之の事故の時のように、死人に口なしで、何の証拠 も無く加害者になってしまい、たった1年で大事な 書類が証拠隠滅の為、相手方の開発局側、そして検 察で廃棄された事に、怒りを覚えますし、くやしい です。このような不当な事が繰り返されないよう、 法律が改正される事を望みます。 (安平町 NT)

今年も都合がつかず出席出来ず大変ざんねんです。 でも皆様といつも一緒に何かが出来る、同じ思いの 仲間がいるとの思いで暮らしてます。大変心のささ えにして生活させていただいてます。次回の会報を

又送付下 さいませ。 お体をして でさいえ。

(江差町柳谷志美子、絵手紙も)



交通犯罪被害者の尊厳と 権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

'09年6月 北海道交通事故被害者の会

下線部分は今回の改訂箇所

1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車 (ドクターカー)および医療専用ヘリコプター(ドクターヘリ)を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

2 公正で科学的な捜査を確立すること 2-1加害者供述に依存した「死人に口なし」の不公正捜査を生まないよう、「事故処理」ではなく「事件捜査」として、物証に基づいた捜査を徹底すること。事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さ を保障するため、実況見分調書など交通 事故調書や鑑定報告書を、当事者の求め に応じ、送検以前の捜査過程の早期(実 況見分調書は1~2週間以内)に開示する こと。

2-3 科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTなど画像検査や薬毒物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ること。死因究明を専門的に行う機関を一元化して設置すること。生体鑑定についても同様に万全にすること。

2-4科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー(事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる)の全車装着義務を法制化すること。交通事故自動記録装置を増設すること。

3 被害者の 知る権利 司法手続き に参加する権利 被害回復する権利 二次被害を受けない権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判 の予定など、被害者の知る権利を保障す る通知制度を徹底すること。

3-2 被害者や遺族の供述調書については、事故原因が知らされた後、冷静に加害者の事などを考えられるようにその時期等を配慮すること。

3-3 新設された被害者参加制度の制度趣旨を徹底し、被害者のために柔軟に運用すること。犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨並びに被害者参加制度の実施を受けて、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加人弁護士が出席できるようにすること。

さらにすすめて,捜査,公訴提起,刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに,かかる権利の実現に資する制度,例えば,捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。また,新設された損害賠償命令制度の適用対象を,過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-4 被害者に対する損害賠償が適正に措 置されるように、保険賠償制度は国が管 理する自賠責保険に一本化し、対人無制 限など充実させること。自賠責保険の支 払限度額や給付水準を抜本的に改善する とともに、公正な認定がされるように機 構の改善をはかること。また、後遺障害 認定基準を脳や神経の機能障害に着目し たものに見直すこと、事故による流産も しくは帝王切開術に対する保障、および その結果発生する後遺障害に対する保障 について早急に整備するなど、労災保険 の認定基準に準拠している現行の認定基 準を抜本改定して十全な損害賠償を実現 すること。経済的支援と合わせ、PTSDに 対する支援制度など精神的な支援を含め た被害回復の補償制度を確立すること。 3-5 脳外傷による高次脳機能障害を重大 な後遺障害として認定し、これらを含む 後遺障害者の治療と生活保障を万全にす ること。介護料の支給対象を診断書による 判断として拡大すること。遷延性意識障 害の当事者を介護する療護センターの充 実をはかること。高次脳機能障害者の作 業所、生活・就労支援センター等の設立 および運営への支援を拡大すること。

3-6 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-7交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」(仮称)を設置すること。当会のような自助グループの活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

4 自動車運転が危険な行為であるという社会的共通認識があるというべきであるから、交通犯罪の場合は、過失犯であってもその結果の重大性に見合う処罰を科すことが、交通犯罪抑止のために不可欠である。交通犯罪については、特別の犯罪類型として厳罰化をすること。

4-1危険運転致死傷罪が全ての危険運転行 為の抑止となるように、適用要件を大幅 に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこと。前方不注意の基 で全確認義務違反など、違法な運転行 に因って傷害を与えた場合は「未必の 意」による危険運転として裁くこと。 通犯罪のもたらす結果の重大性から 新設された自動車運転過失致死傷罪のき 問刑をさらに上げることや、飲酒ひき げの「逃げ得」という矛盾を生まない 聞化など、法体系を整備すること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫

用を避け、起訴率を上げること。刑法211 条2項の「傷害が軽いときは、情状により、 その刑を免除できる」という「刑の裁量 的免除」規定は廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒運転での 死傷事件を撲滅するために、事故の際の 飲酒検査の徹底や、<u>さらなる厳罰化とと</u> <u>もに</u>、飲酒の違反者には「インターロッ ク」(アルコールを検知すると発進できな い装置)装着を義務化するなど、再犯防 止を徹底すること。

4-4 交通死について、24時間以内という 扱いをせず、事故がもとで亡くなった方 すべてを交通死とすること。

5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ (バイクも18歳へ)や教習課程の抜本的 見直しなど、免許付与条件を厳格にする こと

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反で死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

6 命と安全が最優先される社会の実現 6-1 交通安全運動の目標を「被害ゼロ」 とし、事故原因と原因にいたる要因を完 全に絶つ施策を講じること。運転者の「マ ナー」に依拠するのでなく、運転行為の 社会的責任が自覚され、歩行者等への「安 全確認」が最優先される運転者教育を徹 底すること。

6-2 歩行者や自転車通行者、とりわけ子 どもやお年寄りが安全・快適に通行でき る道路環境をつくること。幹線及び準幹 線道路での完全歩車分離と住宅地や商店 街など生活道路でのクルマ通行の規制に よる歩行者優先を徹底し、歩行者や自転 車利用者の被害をゼロにすること。交差 点での歩行者、自転車事故を防ぐために、 歩車分離信号を<u>スタンダードな信号と位</u> 置づけ普及すること。通学路をはじめ全 ての道路について安全を最優先した点検 と見直しを行い、信号や歩道の改善、防 護柵の設置など二重三重の安全策を講じ ること。高速道路などでの野生生物の口 ードキル対策を万全にして、これによる 交通事故被害を根絶すること。

6-3 速度超過による犠牲を無くすため、 全てのクルマに安全な速度に設定した速 度抑制装置(リミッター)装着を義務づ けること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任 を明確にし、悪質違反や重大人身事故を 惹き起こした運輸業者に対する監査を徹 底するとともに、罰則を強化するなど行 政指導を強化すること。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。 6-6 公共交通機関を整備し、クルマ(と りわけ自家用車)に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

願いの実現めざし・・ ・・・・・・関係機関に要

6・17 関係各省大臣宛 要望書提出

本年も総会で確定した要望書を、超党派で作る 「交通事故問題を考える国会議員の会」所属の道 選出議員を通して、警察庁長官はじめ、内閣府、 法務省、国土交通省、厚生労働省の関係各省大臣 宛、6月17日に提出しました。

6・30 道警交通部と意見交換会

6月30日の道警との意見交換会には、世話人5名 と樋口事務局長が出席。道警は交通企画課調査官 ・佐々木義文氏ほか、警務課の犯罪被害者支援室、 そして新設された交通捜査課、計3課の担当部署 より6氏が対応しました。

会の方からは、要望項目について改めて理解を 求めました。特に捜査の問題については、昨年春 に出された警察庁交通局長通知「ち密な交通事故 事件捜査の推進について」の実質化を要請。道警 からは、4月より交通捜査課を独立させるなど体 制整備を行い、捜査の万全を図っているとの報告。

被害ゼロの社会実現について、車の効率的運行 ではなく、歩行者や子ども、お年寄り、生活者の 安全を優先した道路環境づくりを要請。歩車分離 信号をスタンダードな信号とすることや、速度違 反の取り締まり強化なども求めました。

なお、犯罪被害者支援室では、今年度の「社会 全体で被害者を支え、被害者も加害者の出さない 街づくり事業」の中で、当会と連携し、中高生対 象に「命の大切さを学ぶ教室」を、大学生を対象 に「被害者支援講話」を企画中です。講師の要請 には積極的に応えたいと思います。

7・22 道知事宛要望書を提出

道に対する要望書提出には、前田代表、小野副 代表、樋口事務局長の3名が出席。要望書を手渡 し、11の項目について、趣旨を説明。基本法の精 神に基づき、被害者の視点に立った施策が道内各 市町村までゆきわたるよう、一層の支援充実と連 携強化を要望しました。

応対した稲垣利彦・道環境生活部長は「道内交 通死は減ってきているが、今年もすでに90人を超 える犠牲が出ている。(会の要望は)重要な要請



と受け止め、 関係部局を含 め、これから の対策に生か していきたい」 と述べました。 部長に要望書

を提出

6・11 公訴時効について の意見書送付

法務省が意見募集をした時効問題 について、世話人会で意見書をまと め、6月11日、法務省刑事局へ送付 しました。

法務省は7月17日、最終報告を行 い、廃止を含めた見直しの方針を明 確にしました。一歩前進です。

以下に会の意見書要旨を示します。

【意見の1】

凶悪・重大犯罪の公訴時効は廃止 すべき

【理由】

(1) そもそも時効とは、犯罪追及 に当たる国の負担を減らすという考 えから政策的に定められたもの。恩 赦や減刑と異なり、犯人に与えられ る「権利」ではなく、不当な「恩恵」。 (2)時効制度の趣旨として「時の 経過とともに、処罰感情等が希薄化」 することが挙げられているが、被害 者・遺族が真相を知り、加害者を厳 正に裁いて欲しいという痛切な思い は、深く刻まれることはあっても、 薄れるものではない。会員で、30年

前にひき逃げ事件の被害に遭い、重 大な後遺症を伴う傷害を被った方の ご家族は、事件後一変した介護の生 活に、「30年間、辛い事が多すぎ、 捕まっていないひき逃げ犯人の事を 忘れることはできない。犯人が何の とがめも受けず生活している事を考 えると、今でも許せない」と、犯人 への変わらない憎しみを訴えている。 (3)被害者・遺族は、どうして被 害に遭わなくてはならなかったのか という、事件の真相を知ること、そ して加害者への公正な処罰を先ず求 める。その事なしには、被害の現実 に向き合い、回復への道を歩むこと は不可能である。公訴時効という制 度は、基本法でも謳われている被害 者・遺族の「尊厳」にとって欠く事 のできない必要条件を、制度として 潰してしまうことにほかならない。 (4)被害者等にとって、いつか犯 人は捕まり公正な処罰が下される時 が来るという希望を絶たれることは

(5)交通犯罪は、複雑な要因が絡 み、その解明に時間を要するケース も少なくない。一方的に加害者を利

耐え難く、時効期間の延長は、本質

的改正とは成り得ない。

する不当捜査の現状に援軍となって いるのが時効制度。遺族等が必死に 時間をかけて目撃者を探すなど真実 発見に努めるが、時効制度はこうし た捜査協力にも水をさし、真実から 遠ざけ、犯罪行為を野放しにする。

【意見の2】

見直しの対象犯罪として、自動車 運転過失致死罪など人を死亡させ た罪に加え、後遺症の残る傷害事 案の自動車運転過失致傷罪も重大 犯罪に加え時効を廃止すべき

【理由】

(1)交通犯罪の多くは、5~10 年の短期間で公訴時効が成立してし まう。しかしながら、人の死傷とい う結果や、死に匹敵する後遺障害に 苦しむ被害者がいることなど、重大 性は殺人罪などと全く変わらない。 (2)交通犯罪抑止のため、逃げ得

を許してはならない。短期間での時 効成立は、交通犯罪を助長する。

(3)交通犯罪は、事件現場に証拠 が存在する可能性が高い。科学捜査 を徹底すべきであり、証拠散逸を理 由に時効制度を維持することは本末 転倒である。

《 是非ご参加下さい 》

世界道路交通犠牲者の日北海道フォーラム「交通死傷ゼロへの提言」

11月13日(金)18:00~20:30 「かでる2・7」(北2西7)4階大会議室

講演 まちと生命を守る「脱スピード社会」を ~ 北海道から世界へ、悲しみを希望に ~

講師:小栗幸夫氏

千葉商科大学政策情報学部教授 ソフトカー・プロジェクトチーム代表 著書に「脱・スピード社会」

これまで「フォーラム・交通事故」として10月に行ってきましたが、今年は、WHOが提唱した「世界道路交通犠牲者の日」(11月第3日曜日)に連帯し、交通死傷被害ゼロへの課題について考えます。

当日は、 ゼロへの願い(被害者のメッセージ) ゼロへの提言(講演)、 ゼロへの誓い(関係機 関の言葉)で構成し、参加者とともにクルマがもた らす幻想としてのスピード社会を問います。

主催:北海道交通事故被害者の会(入場無料)

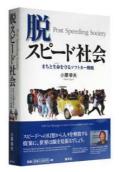
書籍 紹介

「脱・スピード社会~まちと 生命を守るソフトカー 戦略」

小栗幸夫著 清文社 '09年4月刊 2600 円 + 税

11月13日のフォーラムに記 念講演をお願いしている小栗教 授の研究ドキュメントです。

「静かに進行する大虐殺」。 これが世界で1年間に120万人 の死者、負傷者5000万人とも 言われる道路交通被害を表す的 確な言葉です。この犠牲は、時 間的空間的に散発して起こるこ とから、効率や開発、そしてス



ピードの価値を優先して押しつけられた現代社会において、人々は感覚麻痺に陥り、日常の「仕方のない事故」とその重大性を見過ごします。

著者はこの被害を、コミュニティや自然の破壊と 併せ、自動車の高速化と普及がもたらした「20世紀 のディレンマ」と捉え、スピードに酔い理性を失っ てきた百年の歴史と、課題克服への道筋を説きます。

具体的に提唱・実践する「ソフトカー」(速度制御カー)とは、安全な制限速度を外部に「表示」し、その設定速度以上の加速ができないように「制御」できる車です。当会の要望事項、6-3項には「速度超過による犠牲を無くすため、全てのクルマに安全な速度に設定した速度抑制装置(リミッター)装着を義務づけること」とありますが、この具体化とも言える研究と普及活動(社会実験)を、小栗教授は

「悲しみの現場こそ原点」(第6章)と、多くの交通 犯罪遺族との交流を深めながら進めてきました。

被害ゼロのためには、速度制御の社会的システムを構築し、スローライフへと暮らし方自体を変えなくてはなりませんが、本書は、21世紀の真に安全で豊かな社会へ、世代や国を超えてつながるものです。

(紹介する書籍は、事務所に有り貸出をしています)

会の日職

2009.4.11 . ~ 8.10.

会合など

4/8、5/13、6/10、7/8 世話人会・例会 4/16 会報29号発送



5/16 定期総会、会員交流会

6/30 道警との意見交換会、7/22 道へ要望書提出

訴えの活動

4/21 札幌工業高校 4/28 追分高校7/1 月形学園 7/9 北海少年院 (前田)5/15 千歳高校定時制(伊藤)6/9 大麻高校(高石)

7/22 旭川交通安全市民大会(山下)

処分者講習での講師

4/30 佐川 5/21 前田 6/18 荻野 7/24 前田

パネル展示

4/6~10 厚別区民センター 4/13~17 白 石区民センター 4/20~24 豊平区民センター 6/8~10 大麻高校 6/29~7/3 北海道大学

7/21~24 札幌学院大学 8/10~14 JR手稲駅

いのちの パネル

札幌大麻高校 6/8~10



生徒の感想

命の大切さについて、たくさん学ぶことが出来ました。 あまり意識したことがなかったので、良い機会だと思い ました。この活動を続けて欲しい。

最初は興味本位で見ていただけだったけど、全てを見ていくうちに、このパネル展の伝えていることがわかった気がします。自分も絶対に交通事故を起こさないようにしたいと思います。

今後の予定 10/10~12 札幌学院大学 11/13~19 札幌中央区民センター 11/16~20 札幌地下街オーロラタウン